

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官
(公印省略)

官民連携した浸水対策の手引き(案)の改訂について

今般、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」による下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)改正により、同法第25条の10から第25条の21において、民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度(以下「本制度」という。)が新規に創設され、当該部分について、令和3年11月1日に施行されたところ。本制度は、法第25条の2の浸水被害対策区域(排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして、公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域)を対象とし(※)、公共下水道管理者たる地方公共団体が、民間事業者等から申請のあった雨水貯留浸透施設整備計画の認定を行うことができるとされている。これに対応し、「官民連携した浸水対策の手引き(案)」を改訂したので、今後、これを参考に対応されたい。

(※) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第2条第2項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。

また、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設は、当該民間事業者等が設置する排水設備のうち雨水貯留浸透機能を有するものであるため、公共下水道管理者は、認定に当たり、当該施設が排水設備に係る基準に適合していることを確認することとなる。このため、今般、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として送付している「標準下水道条例について」(昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号)を別途改正し、本制度による認定対象の雨水貯留浸透施設について、標準下水道条例における排水設備の事前確認対象の適用除外とすること等を内容とする改正をしたところ。具体的には「標準下水道条例の改正について(令和3年11月1日国水下企第59号)」を参照されたい。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く)に対して周知いただくようお願いする。